

令和6年度のEBPMの実践について(取組方針)

令和6年度 第1回厚生
労働省のEBPM推進に係る
有識者検証会資料

内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針(令和6年1月30日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 予算事業で行っている**行政事業レビュー**において、「**基礎的なEBPM**」を実践する。
- **行政事業レビューシート**を「過去の事実の説明」のみならず、**政策立案や予算要求という将来に向けての「意思決定」の一環として積極的に活用する。**
- 画一的なやり方をあてはめるのではなく、**事業の性格を踏まえたメリハリをつける等、合理的・効率的なやり方で行政事業レビューシートの作成を行う。**
- 政策効果の分析等については、現場で対応できないような**高度に学術的なものをもとめるものではない。**
- 各府省は、自律的に行政事業レビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、**府省内で優良事業改善事例の選定・表彰を行う。**
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・改善、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。

厚生労働省における令和6年度の取組方針

- 各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）において「**基礎的なEBPM**」を実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、予算事業については**行政事業レビューシートを活用し「基礎的なEBPM」の実践を進める※1**
 - ① 全ての行政事業レビューシートについて、品質管理を進める。特に、令和6年度に作成する予算要求に向けたレビューシートに関して
 - ・ 「現状・課題」欄の記述が「あるべき姿」や「ありたい姿」と現状とのギャップを明確にしており、「具体的な課題」もデータ等を踏まえて記述されているか。
 - ・ 「長期アウトカム」が、上記課題を踏まえ「どのような状態がその事業の目的を達成した状態だと考えているのか」が明確となるような設定がされているか。といった観点を主なポイントとして品質向上に努める。
 - ② さらに、来年度に向け、確認結果を踏まえた行政事業レビューシートの見直しを進める。
 - ③ 既存事業に関しては概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象に、翌年度に向けた専門家による詳細な内容確認を行い、事業所管部局は当該内容確認の指摘事項を踏まえたレビューシートの見直しを行う。
- 優良事業改善事例の選定・表彰など、その他の取組について、行革事務局の方針に沿って対応していく。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する※2。

※1 行政事業レビューシートを活用し基礎的なEBPMを実践する担当者を対象に、5月から6月に「EBPM実践担当者研修」を必須研修として開催

※2 令和5年度に実践事業に選定された事業については、令和7年度までフォローアップを実施

参考 E B P Mの実践のスケジュール

